PRIDE JAPAN

非紳士的行為処分規程

（目的）

この規程は、PRIDE JAPAN 少年野球大会及び中学野球大会の秩序維持を目的とし、暴力行為や迷惑行為等に対し行う処分に関し、その事項を定める。

（違反行為）

この規程における違反行為とは、PRIDE JAPAN 各種大会時における、自チームを含めたすべての出場チーム、また担当審判員や主催者に対して行われる監督・コーチ・チームスタッフまた選手保護者（関係者）の一般社会通念上認められない以下の行為等をいう。

(1) 過度な言動による対戦相手チームや審判員への罵声・挑発・威嚇行為

(2) 過度な言動による審判員への異議

(3) 選手やスタッフ、審判員また会場備品等への乱暴行為

(4) 試合の進行を妨げる等の迷惑行為

(5) その他、担当審判員及び主催者が認める不適切行為

（違反行為の事実確認）

出場チーム関係者が前項の違反行為を行った疑いがあるときは、主催者及び当該担当審判員は事実確認等の対応を行う。

（処分の種類、内容）

前項の対応を行った結果、出場チーム関係者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該者に科す処分の種類と内容は、次の とおりとする。

(1) イエローカード チーム関係者の違反行為について PRIDE JAPAN 少年野球大会及び中学野球大会の各 HP にてチーム名及び責任者（監督）名、また違反内容を公表する。

(2) イエローカードは、チーム内の誰かに問わずチームに課されるものとし、累積 2 回で当該チームの監督は、その事実が確定した時点から 1 年間、プライドジャパンが主催する各種大会でのグランド内入場を禁止する。

(3) レッドカード 当規程内の（違反行為）に該当するもののうち、特に悪質なものについては、各大会 HP 内での公表はもとより、試合中については違反該当者及び同チームの監督は即時退場及びイエローカード累積 2 枚相当の処分を科す。

(4) 登録取消し及び再登録の禁止 同一チームにおいて、度重なる処分を受けても、なお違反行為が是正されない等、改善が見込めない場合は、主催者において PRIDE JAPAN でのチーム登録の取消し及び再登録の禁止を決定することができる。

（基準の改廃）

この規程の改廃は、PRIDE JAPAN 事務局での決議を経て行う。

（施行日）

1．本基準は、令和 3 年 1 月 20 日より施行する。